

高松市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成15年11月26日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 鎌田基志

平成15年度定期監査結果報告等について

第1 都市開発部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
都 市 開 発 部	都 市 計 画 課 (高 速 交 通 対 策 室) 都 市 再 開 発 課 太 田 第 二 土 地 区 画 整 理 事 務 所 建 築 指 導 課 公 園 緑 地 課 (玉 藻 公 園 管 理 事 務 所)	平成15年4月1 日から平成15年 8月31日までに 執行した事務およ び財務に関する事 務の執行	平成15年9月1日 から平成15年11 月5日まで

(2) 監査の方法

平成15年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、130万円以下の工事の施工状況および駐車場など管理業務委託施設の管理状況等について現地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高松号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、都市計画道路物件調査積算業務委託に伴う支出負担行為何決裁ならびに高松市立駐車場管理委託、瓦町駅地下駐車場場内誘導業務委託および高松市駐車場案内システム管理業務委託の契約締結何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、これらの業務委託契約を

締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(都市計画課，都市再開発課)

イ 普通財産の貸付けに係る決裁行為等を適正に行うべきもの

高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第5号では、普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、管財課長等の審査を受けなければならないと規定しているが、普通財産の貸付承認等の決裁では、その審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

また、当該決裁に添付されている普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書の規定により連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同決裁には、連帯保証人を立てさせない旨の明記がなく、かつ、同項ただし書に規定する「必要がないと認めた」理由も明記していないので、今後、同種の決裁を受ける場合で、連帯保証人を立てさせないときは、これらの事項を決裁に記載されたい。

(都市計画課)

ウ 管理台帳システム賃貸借に係る契約事務を適正にすべきもの

「高松市屋外広告物管理台帳システム賃貸借の見積徴取について」の決裁では、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定を根拠として、一者随意契約とすることを明記しているが、その根拠規定を誤っているので、今後、決裁には、適正な根拠規定を記載されたい。

また、当該契約書には、個人情報保護に係る規定を設け、個人情報取扱特記事項を添付し、その取扱方法を定めているが、これらの定めが実際の取扱いと異なっているので、今後は、実際の取扱いと合致するよう、契約条項等の整備を図られたい。

(都市計画課)

エ ハードウェア等賃貸借契約に係る支出方法を改めるべきもの

「平成15年度土木工事積算システム関連ハードウェア等賃貸借の

見積徴取について」の決裁では、高松市会計規則第81条第1項第3号の規定を根拠として、賃貸借料を前金払することを記載しているが、当該契約は、前金で支払をしなければ契約し難いものではないので、今後、同種の賃貸借契約を締結しようとする場合の支出方法は、完了払とするよう改められたい。

(都市計画課)

オ 玉藻公園入園者日報には入園者の実数を記載すべきもの

個人入園券の入園料領収済みの半券と西門および東門の個人入園者数の日報の整理は、慣習的に10人単位に調整して処理され、日々の入園料収納事務および入園者数集計事務に適正性を欠く処理となっているので、入園者の実数に合致した事務処理に改められたい。

(公園緑地課玉藻公園管理事務所)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 行政財産使用許可台帳を調整すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項では、行政財産の使用を許可したときは、行政財産使用許可台帳を調整しなければならないと規定しているが、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国ほか4社に対して行政財産の目的外使用許可をしているにもかかわらず、同台帳を調整していないので、同規定に基づき、調整されたい。

(イ) 措置された内容

平成15年11月5日付けで行政財産使用許可台帳の調整を行った。

(都市再開発課)

イ 私人が使用している領収印の届出をさせるべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市会計規則第44条第2項の規定により準用される高松市出納員規則第5条第2項の規定により、玉藻公園入園料の収納業務の受託者である私人が使用する領収印はあらかじめ収入役に印鑑等使

用届により届け出なければならないが、その届出がなされていない領収印を使用しているので、領収印の届出を行うよう、適切に指導をされたい。

また、当該私人は、領収印以外のデータ印を玉藻公園入園料の収納業務に使用しているため、私人が使用する印鑑の整理・見直しや印鑑を用いて処理する業務内容の明確化を図るなど、関係課と協議の上、その取扱いを是正されたい。

(イ) 措置された内容

玉藻公園入園料の収納業務で使用している領収印を収入役に届け出るよう、私人に指導し、平成15年10月28日付けで、印鑑等使用届により収入役に届け出たことなどを確認した。

また、領収印以外のデータ印については、誤った使用をしていたことから、同月30日に私人に対し、その取扱いを適正にするよう指導し、私人から当該データ印を返却させた。

(公園緑地課玉藻公園管理事務所)

第2 行政委員会等

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象	期 間
局 課 等	事 務
監 査 事 務 局 監 査 課 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 選 挙 課 公 平 委 員 会 農 業 委 員 会 事 務 局 市 議 会 事 務 局 総 務 調 査 課 ・ 議 事 課	平成15年4月1日 から平成15年 8月31日までに 執行した事務およ び財務に関する事 務の執行
	平成15年9月1日 から平成15年11 月5日まで

(2) 監査の方法

平成15年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、

議決，法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に，地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては，対象局課等から，それぞれ関係書類の提出を求めるとともに，説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果，事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

投票所床保護用マット洗浄業務等の契約事務を改めるべきもの

投票所床保護用マット洗浄業務および選挙啓発宣伝業務の委託契約は，短期間に業務を履行する必要や過去の実績を理由として，一者随意契約により，特定の業者と契約を締結しているが，これらの業務は，特に専門的技術を要するものではなく，かつ，履行期間が限定されることにより特定の業者としか契約し難いものでもないことから，今後は，高松市契約規則第18条第2項の規定および平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」の趣旨を踏まえ，競争見積合せを実施の上，業者を決定し，契約を締結されたい。

（選挙管理委員会事務局選挙課）

第3 今回の監査を踏まえての総括的意見等

1 適正な事務処理体制の確立について

改善を要する事項については、なぜ指摘したような事項が生じたのか、また、その原因はどこにあるのかを見極めるとともに、創意工夫を凝らし、事務の効率化や簡素化をも考慮した事務改善に積極的に取り組むなど、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

2 全庁的な事務改善への取組等について

(1) 市内出張命令の事務処理方法の見直しについて

市内出張をする場合には、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく命令を受けなければならないことを規定しているが、今回および前回（平成13年度）の都市開発部の監査および今年度の土木部の監査で、適正に事務処理が行われていない事例が見受けられた。

部局の分掌事務の内容によっては、職員の庁用自動車等による市内出張が頻繁に行われることから、現行の市内出張命令簿と庁用自動車運転報告表による事務処理では非効率な面もあり、各課においては、これらの事務の簡素化を図るなど、適正に事務が行われるよう、その処理方法の整理や見直しを検討するとともに、職員の服務に関する事務を所掌する課においては、市内出張命令の事務処理が適正に行われていない事例があることを踏まえ、全庁的に、適正な事務処理がなされるよう、周知・徹底を行うほか、事務処理方法の簡素化を検討されたい。

(2) 事務委託契約に係る個人情報の取扱いについて

高松市個人情報保護条例の制定目的を踏まえ、個人情報を取扱う事務の委託契約の締結に当たっては、当該契約書に受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を設けるなど、適正な措置を講じなければならないが、今回の都市開発部の監査で、個人情報の取扱いに関する事項が適正に運用されていない事例が見受けられたので、各課において、個人情報を記録し、そのデータを処理するためにハードウェアを賃貸借する契約事務を行う場合にあっては、その適正な運用がなされるよう、契約条項に規定を設けるなど保護体制の整備を図るとともに、個人情報の保護に関する事務を所掌する課においては、個人情報保護条例の趣旨が

ら，全庁的に，個人情報 の 適正 な 取 扱 い が 図 ら れ る よ う ， 周 知 ・ 徹 底 等 を 検 討 さ れ たい 。

(3) 休日・時間外勤務命令の事務処理について

職員が休日勤務または時間外勤務を命じられた場合は，高松市職員服務規程第20条第2項の休日勤務・時間外勤務命令簿により決裁を受けなければならないが，今回の都市開発部の監査で，勤務命令簿の事務処理が適正に行われていない事例が見受けられたので，各課においては，適正に事務が行われるよう，その処理体制の整備や見直しを図るとともに，職員の服務に関する事務を所掌する課においては，休日勤務・時間外勤務命令の事務処理が適正に行われていない事例があることを踏まえ，全庁的に，適正な事務処理がなされるよう，周知・徹底等を検討されたい。

第4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 講演会開催に伴う講師謝礼金を報償費で支出すべきもの

(1) 改善を要する事項

講演会の講師への謝礼は，報償費の支出科目から支出すべきものであるにもかかわらず，講演会の講師に対する講師謝礼金を委託料の支出科目から支出しているので，適正な支出科目からの支出に改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年10月1日）

教育講演会の講師に支払われる謝礼金については，平成14年12月実施分から報償費からの支出に改めた。

（教育委員会教育部教育文化研究所）

2 実行委員会の会計処理を高松市会計規則等に準じて行うべきもの

(1) 改善を要する事項

フレンドシップサマーキャンプ実行委員会の会計処理は，高松市の処理に準じて行うこととされているが，バス借上契約を締結するに当たり，見積徴取，契約締結およびこれに基づく支出負担行為をしていないので，

高松市会計規則等に準じた手続をするよう同実行委員会を指導されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年10月1日）

同実行委員会に高松市会計規則等に準じた会計処理を行うよう指導し、同実行委員会がバス借上契約の締結に当たり、複数の業者から見積書を徴取し、業者を決定するなど、高松市会計規則等に準じた支出事務手続が執られていることを確認した。

（教育委員会教育部教育文化研究所）